

熊野町観光PRキャラクター「ふでりん」着ぐるみ貸出基準

(目的)

第1条 この基準は、熊野町の熊野町観光PRキャラクター「ふでりん」が熊野町をPRするキャラクターとして活動するにあたり、熊野町が所有する「ふでりん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出す場合の取り扱いに関し、熊野町観光PRキャラクターの使用等に関する規程(平成24年熊野町告示第87号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 貸出の対象行事は、次に掲げるとおりとする。

一般財団法人筆の里振興事業団、国、県又は他の地方公共団体が開催する行事
公共性が高いと判断され町が共催又は後援等を行う行事
前各号のほか、熊野町の魅力の発信に資すると認める行事
町長が特に必要と認める行事

(貸出方法)

第3条 着ぐるみの借り受けを希望する者(以下「借受希望者」という。)は、キャラクター使用承認申請書(規程様式第1号)を町長に提出する。

2 町長は、前項による申請が適当と認められるときは、借受希望者に対して、貸出を承認し、着ぐるみを貸し出すものとする。

3 着ぐるみを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、町長の指定する方法により直接着ぐるみの借り受け及び返却を原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

4 やむを得ず前項の作業を作業業者等に依頼する場合、又は郵送する場合には、その経費は借受者の負担とする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は原則として1週間以内とする。

(貸出料)

第5条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

承諾された行事にのみ使用すること。

貸出期間を遵守すること。

町から指示があった場合は、キャラクター使用結果報告書(規程様式第5号)を提出すること。

着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

着ぐるみの使用について、別紙の取り扱い等注意事項を遵守して取り扱うこと。

(承諾の取消し)

第7条 借受者が、前条に規定する事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(原状回復)

第8条 借受者（第2条第1号及び第2号に定める行事でを使用した者を除く。）は、使用した着ぐるみに分割可能な手パーツ及び足パーツがある場合は、これを町が別に指定する業者によりクリーニングして返却するものとする。この場合において、その費用は、借受者が負担する。

（損害賠償）

第9条 借受者は、着ぐるみ返却時、汚損・破損の指摘を受けた場合には、借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、町の指定する業者により、原状に復さなければならない。

（管理者の責任）

第10条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、町長は一切その責めを負わない。

（補則）

第11条 この基準に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）（平成24年9月18日施行）

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則（平成30年2月26日一部改正）

この基準は、決裁の日から適用する。

附 則（平成30年9月5日一部改正）

この基準は、決裁の日から適用する。